

公立大学法人への附属学校の移管について

平成27年7月7日

新潟県総務管理部大学・私学振興課

1 提案事項

附属学校（幼稚園）の設置運営権限を大学設置者の公立大学法人に移管する。



- ・実践的能力を持つ幼稚園教諭の育成
- ・大学教員の最新の知見を活かした教育保育及び子育て支援を実施
- ・地域のモデル的な幼稚園 → 研究成果の社会への還元

2 新潟県立幼稚園

平成21年4月、公立大学法人による新潟県立大学が開学したが、県立新潟女子短期大学附属幼稚園の設置運営権限を県から法人に移管できず、名称変更した上で今に至っている。

開園年 昭和46年4月、幼児教育の研究と実習の場として設立

園児数 79人（収容定員96人、入学定員32人） H27.5.1現在

園の目的 幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、**幼児教育の研究及び教育実習に資することを目的とする。**



3 附属幼稚園の移管の必要性

(1) 大学教員による直接的な幼稚園の管理執行

附属幼稚園長には短大学長（幼児教育研究者）が就いていたが、法人化に伴い県立大学教員が就くことができなくなった。（教育公務員でなくなったため）



近隣の県立高校（普通科）の校長が幼稚園長を兼務している実態。大学との間で附属幼稚園としての目標や計画の共有が難しい。

(2) 教員養成課程を持つ国立大学の附属幼稚園との関係

国立大学や私立大学の附属幼稚園と同様に、法人化後の現在も、附属幼稚園は幼児教育の研究活動にとって重要な研究フィールド。

幼稚園教諭養成課程のある国立大学の大多数で附属幼稚園が設置されている。（50 国立大学中 47 大学で附属幼稚園を設置）



同じ幼稚園教諭養成課程を有する大学として、公立大学法人の設置する大学のみが附属幼稚園を設置できないことは制度上バランスを欠いている。

(3) 子ども・子育て支援法による新制度との関係

法人移管により、大学教員の最新の知見を活かし、法人の裁量と判断により、地域の特性やニーズを反映した教育保育や子育て支援を実践し、成果を普及させることが可能



これからの幼稚園の発展的な設置形態として、子ども・子育て支援法による新制度で新たな学校種となった幼保連携型認定こども園への転換も選択肢になりうる。

⇒ その設置権限についても法人への付与が必要

公立大学法人による長期借入について

平成 27 年 7 月 7 日

新潟県総務管理部大学・私学振興課

1 提案事項

公立大学法人の施設整備を法人の資金調達により実施可能とする。



自律的な環境のもとで、法人自らの計画により、
大学が目指す教育・研究の活性化を図る。

2 新潟県立大学の施設概要

平成 21 年 4 月、県立新潟女子短大の教育資産を基礎として、新潟県立大学が開学

- ・ 新潟県では、法人による主体的・自律的な施設の維持・整備が原則と考えている。
- ・ 減価償却費を考慮した一定額（約 8 千万円）を毎年度運営費交付金の一部として措置。

福利施設（学食）を法人が資金を積み立て整備
H24.11 竣工（約 2 億円）



- ・ 学生数 1,090 人 (H27. 5. 1 現在)
- ・ 学部等構成
国際地域学部
人間生活学部
大学院国際地域学研究科 (H27. 4～)

大学院棟を法人が資金を積み立て整備
H27. 3 竣工（約 3 億円）

老朽化した短大時からの施設更新が課題

3 公立大学法人の長期借入に係る規制の緩和

法人は設立団体のみから長期借入が可能

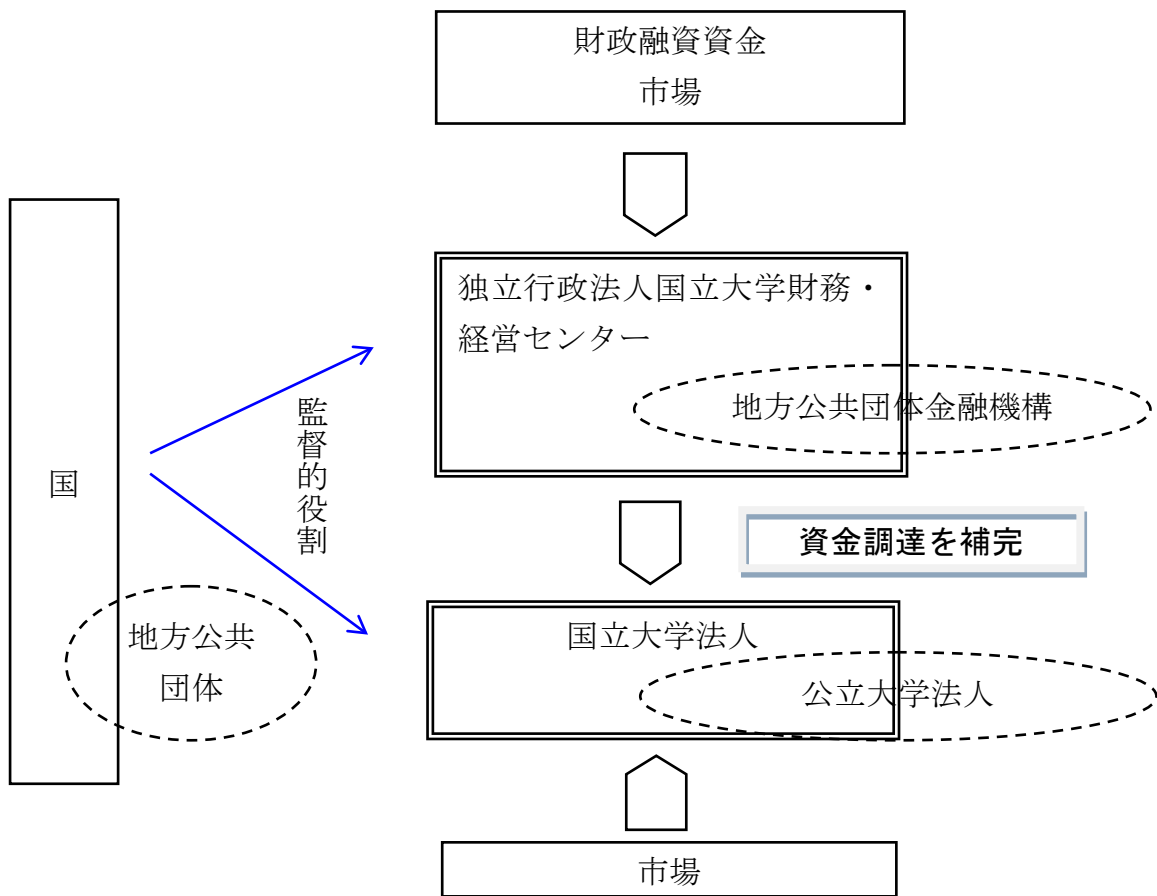


大学の教育・研究に必要な施設の整備水準が設立団体の様々な行政需要や財政事情に影響され、法人は大学運営の責任を十分に果たせない。



法人が主体的に、情勢に応じた機動的な施設整備ができるよう、法人が返済計画の見通しを立てられる一定の範囲で、公立大学法人にも借入能力が認められるべき。

4 国立大学法人を参考とした公立大学法人の資金調達スキーム



地方公共団体金融機構からの融資が可能となれば資金調達が補完される。